

20/4/23 福井県知事記者会見（関西電力第三者委員会報告書部分）

（全国市民オンブズマン連絡会議による、半自動文字起こしアプリによる文字起こし）

知事：続きまして関西電力の第三者委員会の報告書への対応についてご説明をさせていただきます。

県におきましては高浜町の元助役の森山さんとの関係についての調査については昨年11月21日に皆様がたにもご説明を、ご報告書を発表させていただきご説明をさせていただいたところでございます。

その後、本年の3月14日になりまして、関西電力の第三者委員会から報告書が出たところでございます。その内容を踏まえまして、追加の県としてのですね調査それから対応を行いましたので、その内容について発表をさせていただきます。

大きく言いますと、第三者委員会の調査報告書の中で県との関係ではフナクイムシの対策の土地の売買の関係、それから県職員と関西電力の役員それから森山元助役が出張に行っていたというお話の2点がございました。

これを踏まえて先日4月9日の記者会見におきまして4月2日付の但木委員長からの回答で調査報告書等の内容についてお話をしました。

これがですね具体的に配布資料の2-1をご覧いただきたいと思います。

すいません。ちょっとまずけども息がしにくいものですから、息が荒くなってすいません。

3月25日に私どもとして第三者委員会に対して2点。1つ目がフナクイムシの対策の関係、それから2番目が出張旅行の関係の質問をさせていただいたところでございます。

4月9日にご説明した中にはこの4月2日付の2枚目の2ページのですね田崎委員長からの回答文ということでございまして内容的には一番最後のところがポイントですけれども、守秘義務等の観点でより具体的な情報および根拠資料等を当委員会から貴県に対し開示することはいたしかねるとこういう内容の回答いただいたところでございます。

県といたしましてはこれを受けまして、次に4月14日付けで第三者委員会が出せないんだったら関電本体が出せばいいということで次にある14、3ページ目の内容の紹介をさせていただいたところでございます。

それに対する回答が4ページでございまして4月16日付けで関西電力の森本社長から、調査報告書は第三者委員会が報告書の目的、プライバシー等への配慮を総合考慮のうえ作成されたものとして弊社として公表したものとよって報告書を公表内容については回答いたしかねるとこういう回答があったわけでございます。

これを受けまして県としてできることできるだけやろうということで検討を行いました。結果としてまずフナクイムシの対策につきましてはこれは県のですね、行政処分昭和61年から62年、ちょっとすいません、細かいところですけども、昭和60年代のですね、その県の行政処分に対する疑義ということでございますのでまずはですねこれについて文書の存否について確認をいたしております。これにつきましては国土利用計画法のですね、書

類の関係はですね保存期限が5年でございまして33年ぐらい前になるお話ということになりますので残っておりませんでした。

また念のため公文書館に歴史的文書としてですね残っていないかということの確認をさせていただきましたが、残っていなかったというのが事実でございます。そういうことでございましたので、当時の担当者もOBでございますけれどもOBの方にも、ご存命の方に照会をさせていただいたところでございます。

これに対してはですねまず2人の方がおられましたけれども森山氏と話したことはないとか会ったこともないというようなことそれから土地取引に係る届け出については記憶にないという回答でございました。

こういうようなことでですね、いろいろ手を尽くしましたがフナクイムシ対策のこの処分の内容はどういう状況であったかということについては、少なくともですね森山氏に対しについて県に対する働きかけの事実は確認されなかったというところでございます。続きまして旅行について申し上げます。

先ほども資料見ていただきましたけれども調査報告書の77ページのところにですね、77ページのところに県のですね、森山氏との旅行、関電の役職員が森山氏との旅行を実施しており他の電力会社の原子力発電所の見学や、核燃料サイクル施設の見学を目的とするもの、それから懇親を目的とする、そういう旅行行ったという事実が記載があったところでございます。

またその中にこの原子力発電所の見学等を目的とするものについては福井県の職員等が参加することもあったという記述がございましたので、これについても第三者委員会とそれから監査人第三者委員会に対してですね、この記述の趣旨をですね、こちらから関電に対してもそのことについてを問うておるわけでございまして、結果については先ほどご説明をさせていただいた通りでございます。

これについて追加的にですね、第三者委員会に対して、それでは77ページに書いてある中身についてということで確認をさせていただいたところ、まず一つはですね私もあの記者会見に聞いておりましたが、田崎委員長はですね、77ページに書かれていることが全てとご理解いただきたいとその時ご発言をされていたというふうに記憶をしております。

その上で本県でも、第三者委員会に確認をいたしました、調査報告書77ページに書いてある通りということで良いという回答をいただいたところでございます。こういうことから先ほども申し上げましたが、この77ページの報告書の中にはですね、原子力発電所の見学や、核燃料サイクル施設の見学を目的とするものと懇親を目的とするもの大きくこの二つのことが書かれているわけでございますが、このうち福井県職員が参加していたのは原子力発電所の見学等を目的、等はこれは核燃料サイクル施設ということだとこの文章を見ればそういうふうに読めるわけですが、ということであったということになるというふうに判断をいたしております。そういうことでですねあの、原子力発電所の施設は私自身は県外は行っておりませんが、当然のことながら担当等はですね、県外の施

設も見に行くと、いうことはあるわけでございましてそういう意味では、これはあの職務のうちであるというふうに考えます。結果としてこの中で想定されるのはその行った先にはですね森山さんがいたということはあったのかもしれませんが、それはそういうことがあったということであって県職員としては出張に出かけたということであろうということでこれ以上の調査を行う必要はないだろうというふうに判断をしたところでございます。

続きまして塩浜工業これについてはですね県直接ではございせんけれどもこの報告書の中で塩浜工業がですね、この報告書を受けてですねこの高浜町の元助役を通じて、関西電力に対して工事の発注要求を行っていたということで、関西電力が3月30日付で塩浜工業を指名停止といたしております。

こういった事実もございましたので、県といたしましては監査委員に依頼をいたしましたし、また監査委員としても必要性を感じて県から塩浜工業への工事の発注に関する財務事務について随時の監査を行いました。

この結果が配布資料の2-2に当たるわけでございます。

内容をご覧くださいますと、一枚おめくりいただきまして2ページになりますけれども、入札事務ですとか契約事務、研修支払事務について監査を行っております。26年度以降については、これはあの保存文書の関係で、入札契約支出関係書類、それから25年度以前については工事上請負契約の工事台帳これについて調査を行っているおります。結果として3ページの末尾に記載ございますけれども、とくに指定すべき事項は認められなかったということもございました。ただですね検討を行った場合、こういう状況でございますけれども、並行いたしまして県といたしましては塩浜工業、それから吉田開発、これについては、関西電力からの指名停止ということを受けているという実態を受けまして、県ですね、工事の受注者であるということで法令の遵守はもとより県民の皆さんの疑念を抱かないと抱かれないということが求められるという趣旨で、再発の防止等真摯に取り組みを申し入れを3月30日と3月31日に塩浜工業3月30日、吉田開発に3月31日に申し入れを行わせていただいたところでございます。

以上が今回の3月14日の関西電力の第三者委員会の報告書に基づく県としての調査の結果、それとそれについての対応の内容でございます。

今後とも県といたしましては県民の皆さんに疑念が抱かれることがないように、また信頼の年末に示させていただきました職員倫理規則、こういったものに基づきまして県民の皆さんの信頼の回復を努めていきたいというふうに考えているところでございます。

私からの発表は以上でございます。